

京丹後市母子家庭等自立促進計画（案）

～ひとり親家庭等の自立と子どもの健やかな育ちをめざすまち～

概要版

1. 計画策定の背景と趣旨

国におけるひとり親家庭等の福祉施策、基本方針の見直し

国において、ひとり親家庭に対する「きめ細かな福祉サービスの展開」と母子家庭の母に対する「自立の支援」に主眼を置いた制度改革がはじまり、平成14年11月には「母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律」が公布されました。特に母子家庭に対する施策について、経済的支援を中心とした施策から、就業支援を中心とした総合的な自立支援施策へ転換することが打ち出されました。

本市のこれまでの対策と本計画の策定趣旨

本市では平成17年3月に策定した「次世代育成支援対策行動計画」において「ひとり親家庭の自立支援」を目指してきました。しかしながら、近年、本市では離婚の増加等により母子家庭と父子家庭がともに増加傾向にあります。このようなひとり親家庭では、その多くが児童の養育にあたって仕事と子育ての両方を担っており、そのため、仕事、住居、子育ての面で精神的にも肉体的にも様々な困難に直面している場合があります。また、寡婦についても収入面など経済的な不安や高齢による健康の不安などがあり、生活支援が重要となっています。

このような状況を踏まえ、ひとり親家庭等の生活の安定と向上を図るために、これまでの対策を継続しながら、ひとり親家庭等の自立支援を総合的かつ計画的に展開することを目的に、本計画を策定します。

計画の期間は平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間です。

基本的な視点：「ひとり親家庭等の人権尊重」「就業等による自立支援の強化」「きめ細かな福祉サービスの展開」「相談機能の強化と福祉・雇用の連携」「子どもの健やかな育ち」

2. 施策目標

子育てや生活支援の推進

ひとり親家庭等が就労による自立をめざせるように、保育サービスの充実や自立支援に関する福祉サービスの充実などによってひとりで子育てを行うことの負担を軽減し、安心して子育てと仕事や就業のための訓練などとの両立ができるように支援します。また、ひとり親家庭の母・父にとっては緊急時や就業時間に合わせた保育サービスが重要となっており、このようなニーズに対応できる多様な子育て支援を推進していきます。

就業支援の推進

ひとり親が子育てをしながら収入面・雇用条件面でより良い就業の場を確保できるように、関係機関と連携しながら、職業能力向上のための訓練、効果的な職業紹介などの就業支援を推進します。特に母子家庭についてはそれぞれに応じたきめ細かな就業支援ができるように、ひとり親となった初期段階に母子自立支援プログラムの支援などを展開します。事業主に対しては、ひとり親家庭の母・父、寡婦の安定した就業に向け、ひとり親家庭等の雇用促進を求めます。

養育費の確保に向けた支援の推進

ひとり親家庭の子どもの養育費が確保できるよう、養育費についての取り決めや取得の促進を図るとともに、養育費支払いや取得についての認識を高める広報・啓発活動の推進や相談体制の充実を図ります。

経済的支援の推進

児童扶養手当などの経済的支援策に関して関連窓口で情報提供に努めるとともに、制度の適正な実施によって、母子家庭及び寡婦の生活の安定と自立の助長に有効につながるよう、経済面での支援体制を推進します。また、ひとり親家庭の多くが課題とする就学援助など、経済的な負担を軽減する支援策を引き続き実施します。

情報提供・相談体制の充実

ひとり親家庭等の抱えるさまざまな課題に対して、きめ細かな対応ができるよう、情報提供、相談体制の充実をめざします。特に、児童扶養手当や戸籍の手続きでひとり親家庭等と直接対応する市の窓口において、それぞれの抱える問題に応じて利用できるサービスを助言し、様々な自立支援に結びつけられるような仕組みを強化します。児童扶養手当等の支給と自立支援が一体的に行えるような体制の整備をめざします。また、ひとり親家庭等の人権が尊重されるよう、各種啓発活動を推進します。

3. 計画の体系

基本理念

基本的な視点

施策目標

ひとり親家庭等の自立と子どもの健やかな育ちをめざすまち

ひとり親家庭等の
人権尊重

就業等による自立
支援の強化

きめ細かな福祉サ
ービスの展開

相談機能の強化と
福祉・雇用の連携

子どもの健やかな
育ち



子育てや生活支援の推進

保育所の優先入所 放課後児童健全育成事業
ひとり親家庭福祉事業 日常生活支援事業
延長、休日、夜間、病児・病後児保育、一時保育
子育て短期支援事業 ファミリーサポートセンター事業
公営住宅優先入居等についての情報提供

就業支援の推進

母子自立支援員による相談
母子自立支援プログラム策定事業の実施
母子家庭等就業・自立支援事業との連携
関係機関の連携 各種講座の開催
自立支援教育訓練給付事業の推進
高等技能訓練促進費給付事業の推進
京都府母子家庭等北部自立支援センターの事業
事業主への雇用促進への啓発
育児休業制度や看護休暇等の啓発活動の推進
母子家庭及び寡婦の状況に応じた職業斡旋の周知

養育費の確保に向けた支援の推進

窓口等での情報提供と広報・啓発活動の推進
母子自立支援員による相談 無料法律相談

経済的支援の推進

児童扶養手当の給付 児童手当による支援
生活保護による支援 就学援助による支援
母子・父子家庭の医療費の支給
母子寡婦福祉資金貸付に関する情報提供
生活福祉資金 暮らしの資金

情報提供・相談体制の充実

確実な情報提供 充実した情報提供
母子自立支援員による相談 休日相談
父子家庭に対する相談機能の検討
寡婦に対する相談機能の充実 家庭児童相談
市民相談室 人権相談 女性相談
市民局での取り組み
母子福祉推進委員による相談
母子寡婦福祉会・父子会等への支援
民生委員児童委員・主任児童委員による相談
京都府母子家庭等北部自立支援センターとの連携
人権啓発活動の推進

4 . 指標となる事業の方針

本計画の指標となる事業を設定し、目標年度である平成 25 年度に向けた事業方針（目標）を定めました。地域特性や財政状況等を踏まえつつ事業方針（目標）の達成に努めていきます。

表 指標となる事業の方針

指標となる事業名	実績				事業方針（目標） ～平成25年度	
	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年		
ひとり親家庭の保育所の優先入所	児童数	138	133	110	109	事業の継続
	世帯数	124	121	100	102	
放課後児童クラブへの優先利用（ひとり親家庭の児童数）	9	14	24	28	事業の継続	
ひとり親家庭福祉事業の参加者数	94	81	107	57	レクリエーション事業（継続） 各種講座の開催（新規）	
日常生活支援事業	登録者数	4	1	6	6 *a	制度周知の推進
	利用件数	4	5	23	16 *a	
子育て短期支援事業（ショートステイ）	申請者数	-	-	4 内、父子1人	9 *b 内、父子1人	事業の継続
	利用日数	-	-	41	74 *b	
延長保育事業	利用者数	21	30	32	30（見込）	延長時間の拡充
休日保育事業	-	-	-	-	ニーズ状況に併せ実施を検討	
夜間保育事業	-	-	-	-		
病児・病後児保育事業	-	-	-	-		
一時保育事業	申請者数	1	-	1	1 *b	事業の継続
	利用日数	5	-	1	4 *b	
ファミリーサポートセンター事業	母子家庭会員数	-	-	4	4 *b	事業の継続 （会員確保）
	父子家庭会員数	-	-	1	1 *b	
	利用回数	-	-	-	38 *b	
公営住宅への優先入居	市営住宅（平成 20 年度） 入居戸数 311 戸（全体） 内、母子、寡婦世帯戸数 69 戸 内、父子世帯戸数 7 戸 府営住宅 補充による優先入居募集 3 世帯 （平成 21 年 1 月 1 日現在）				情報の提供及び入居選考配慮	
母子自立支援員による相談の利用者数	-	-	2	6	事業の継続	
母子自立支援プログラム策定事業の利用者数	-	-	-	1		
自立支援教育訓練給付事業の利用者数	-	-	1	-		
高等技能訓練促進費給付事業の利用者数	-	-	1	-		

*a 平成 21 年 1 月 16 日現在

*b 平成 20 年 12 月 31 日現在

情報提供・相談体制の充実と自立支援サービスの緊密な連携

情報提供・相談体制の充実

児童扶養手当の支給と自立支援が一体的に行えるような体制

ひとり親家庭の初期段階を捉えた戦略的な
情報提供 市役所、市民局(旧役場)等

婚姻・離婚・死亡・出生届窓口、児童扶養手
当窓口
母子自立支援員による相談

具体的な相談機能の充実

子育て支援課、母子自立支援員による相談
児童扶養手当窓口
京都府母子家庭等北部自立支援センター
父子家庭、寡婦の相談 等

地域での取り組み

母子福祉推進委員、母子寡婦福祉会・父子
会、民生委員児童委員・主任児童委員 等

市役所の各種相談窓口

人権教育・人権啓発活動の推進

子育てや生活支援の推進

保育所の優先入所の推進
放課後児童健全育成事業の優先利
用の推進
多様な子育て支援の推進（ひとり
親家庭福祉事業、日常生活支援事
業、延長保育事業、一時保育事業、
子育て短期支援事業（ショートス
テイ）ファミリーサポートセンタ
ー事業等）
公営住宅の優先入居に関する情報
提供

福祉と雇用等、 施策・機関の 連携

就業支援の推進

就業に対する相談・支援体制の充実
（母子自立支援員による相談、母子
自立支援プログラム策定事業の実施
等）
京都府母子家庭等北部自立支援セン
ターや公共職業安定所等との連携
より良い就業に向けた能力開発の支
援（自立支援教育訓練給付事業、高
等技能訓練促進費給付事業等）
ひとり親の就業に関する広報・啓発
活動の推進

養育費の確保に向けた支援 の推進

広報・啓発活動の推進
（児童扶養手当や戸籍などの手続きの窓
口等での情報提供）
相談体制の充実
（弁護士による法律相談や母子自立支援
員による相談等）

経済的支援の推進

経済的支援の実施
（児童扶養手当、児童手当、生活保護、就
学援助、母子・父子家庭の医療費の支給等）
経済的支援の情報提供の充実
（母子寡婦福祉資金貸付に関する情報提供
等）

語句

ひとり親家庭：母子家庭及び父子家庭
ひとり親家庭等：母子家庭、父子家庭及び寡婦

京丹後市母子家庭等自立促進計画（案）

発行 平成21年 月
京丹後市 保健福祉部 子育て支援課
京丹後市峰山町杉谷 691 番地